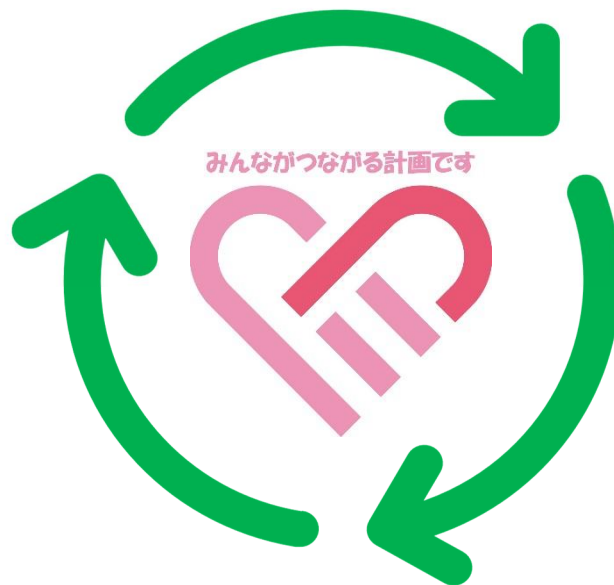


第5次石狩市地域福祉計画 第7期石狩市社会福祉協議会 地域福祉実践計画

(通称名 **りんくるフアン**)

地域力を活かし、共に支え合うまち いしかり
～地域共生社会の実現に向けて～



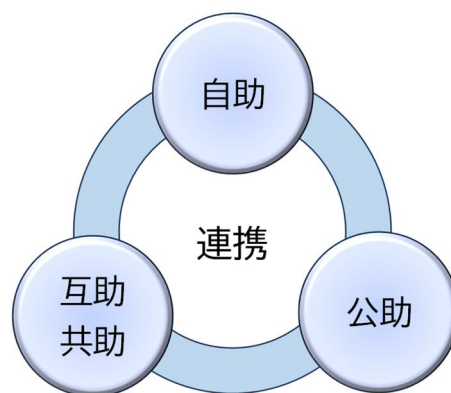
令和7年3月

石狩市
社会福祉法人石狩市社会福祉協議会

1 地域福祉とは？

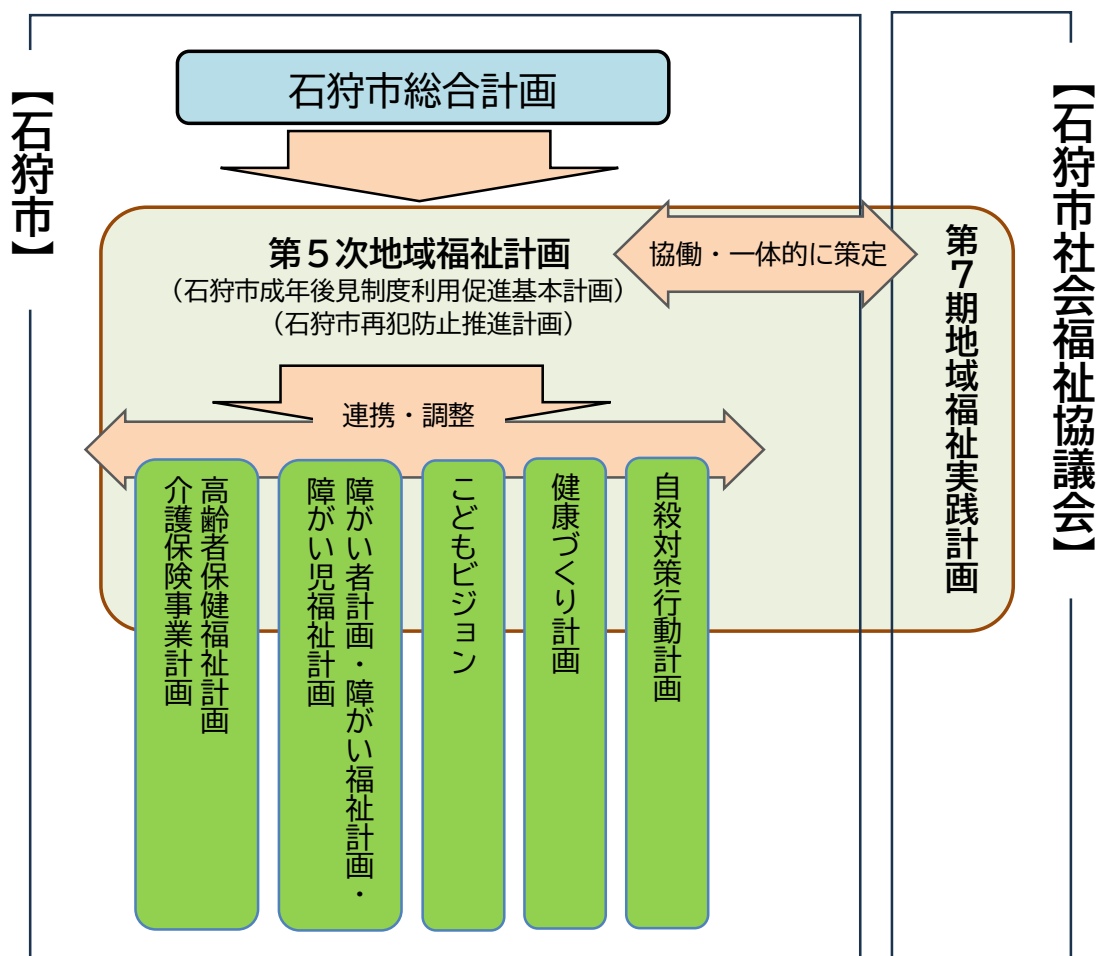
地域福祉とは高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉などそれぞれの法律や制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくり持続させていくことです。

子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるよう、様々な生活課題について住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の支え合いや相互扶助（互助・共助）、行政による公的サービス（公助）の連携によって解決していく取り組みが必要です。



2 本計画について

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」であり、社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」と一体的な計画として、分野別計画と連携・調整を図りながら地域福祉を推進します。なお、本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間です。

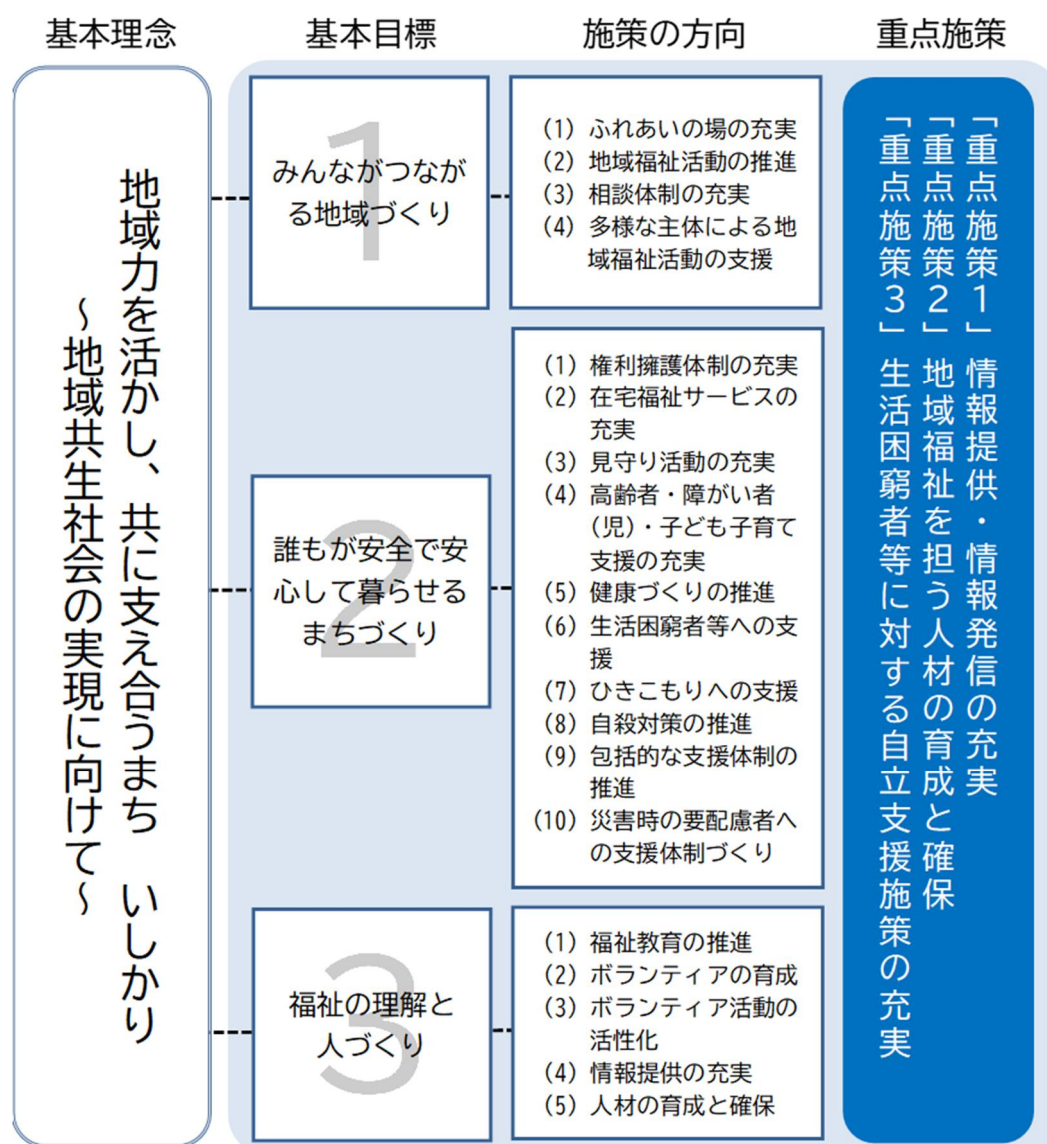


3 基本理念

住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の支え合いや制度化された相互扶助（互助・共助）、公的な支援（公助）の連携と、住民相互の支え合いの機能「地域力」の向上により、地域全体のしあわせが実現できるという考えのもと、第5次石狩市地域福祉計画においても第2次から第4次計画で積み上げてきた地域力を活かしながら「地域共生社会」の実現を目指すこととし、引き続き、次の基本理念を掲げて地域福祉を推進します。

－ 基本理念 －
地域力を活かし、共に支え合うまち いしかり
 ～地域共生社会の実現に向けて～

4 計画の体系図



5 施策の展開

重点施策1 情報提供・情報発信の充実

必要な人に必要な情報を的確に届けるため、様々な媒体を用いわかりやすい情報提供・情報発信に努めるほか、受け手の状況に関わらず適切に情報が伝わるよう情報のバリアフリー化を進めます。

【主な取り組み】

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ■地域福祉新聞の発行 | ■保健福祉窓口早わかり表の作成 |
| ■インターネット等を活用した情報配信 | ■情報・コミュニケーション支援の充実 |

重点施策2 地域福祉を担う人材の育成と確保

地域福祉を推進する上で、その主体である地域住民の担い手は重要かつ不可欠であることから、地域福祉活動やボランティア活動へ参加いただく機会を増やすなど、様々な分野が連携し、多様な機会を通じて福祉を支える担い手の育成や福祉教育を学ぶ機会の提供を推進します。

【主な取り組み】

- | | |
|------------------|---------------------------|
| ■福祉教育の推進 | ■外国人技能実習生（育成就労外国人）の受け入れ支援 |
| ■ボランティアスクール | ■保育士の人材確保の支援 |
| ■福祉施設に対する人材確保の支援 | ■災害ボランティアの養成と確保 |

重点施策3 生活困窮者等に対する自立支援施策の充実

生活困窮者等の自立に向け、地域、関係部署や関係機関と連携を深めながら、それぞれの課題やニーズに応じた適切な支援が図られるよう、生活困窮者自立支援法に基づいた各種施策により支援を行います。

【主な取り組み】

- | | |
|----------------|----------------|
| ■生活困窮者自立相談支援事業 | ■福祉金庫貸付事業 |
| ■生活困窮者住居確保給付金 | ■子どもの学習・生活支援事業 |
| ■生活困窮者居住支援事業 | |

基本目標１ みんながつながる地域づくり

地域のつながりやふれあいを活性化するため、属性や世代を超えて誰もが気軽に参加できる交流の場づくりを進めるほか、地域活動団体の活性化を図るなど、地域内のつながりを強化する取り組みを進めます。

また、複雑化・複合化した生活課題に適切に応えることができるよう、関係機関や関係部署の連携の強化を図ります。

（１）ふれあいの場の充実

住民同士の交流やつながりを深める場の提供や、地域住民などが集う拠点づくりの取り組みを支援します。

▼主な取り組み

- ・ふれあい広場いしかり
- ・通いの場の設置と継続支援
- ・ふれあいラジオ体操
- ・高齢者の健康と生きがいを守るお出かけサポート事業
- ・ふれあい給食サービス
- ・福祉機器などの貸与

（２）地域福祉活動の推進

地域福祉活動を行う団体に対し、情報提供や財政支援などを通して活動を支援します。

▼主な取り組み

- ・小地域福祉事業助成
- ・地区社会福祉協議会 連絡会議・研修会
- ・社会福祉関係団体の支援

（３）相談体制の充実

各相談窓口が連携し、必要な支援へと結びつけることができるよう相談体制の充実を図ります。

▼主な取り組み

- ・住民よろず相談所の開設
- ・住民よろず相談員研修会

（４）多様な主体による地域福祉活動の支援

住民参加による地域福祉を一層推進するため、町内会や自治会、民生委員児童委員、関係機関や企業など、多様な主体による地域福祉活動を支援します。

▼主な取り組み

- ・地域福祉活動事例集の活用
- ・民生委員児童委員との連携
- ・一斉情報配信システムを活用した地域福祉活動の推進
- ・社会福祉法人のネットワーク化の推進

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など地域で支援を必要としている人、また、家族以外との関係を築けず自宅にひきこもっている人などの把握や支援を行うため、地域住民や関係機関、行政の連携により自立を支える体制を整備し、誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていくことができる取り組みを進めます。

また、個別避難計画の作成などにより、自然災害など緊急時に支援が必要な人への支援体制を強化します。

(1) 権利擁護体制の充実

認知症の人や障がいのある人など、判断能力が不十分で日常生活に不安のある人も地域で安心して暮らしていくことができるよう、日常生活の支援や権利の擁護、虐待の防止など必要な支援体制の充実を図ります。

▼主な取り組み

- ・ 成年後見センターの運営
- ・ 日常生活自立支援事業
- ・ 生活あんしんサポート事業
- ・ 自分の意思を伝えるノート「私らしく」の活用
- ・ おひとり暮らし等安心登録サービス事業
- ・ 地域と一体になった権利擁護支援の体制づくり
- ・ 市民後見人養成講座
- ・ 後見支援員・生活支援員のフォローアップ研修
- ・ 虐待の早期発見と予防支援体制の整備

(2) 在宅福祉サービスの充実

在宅での生活を継続しながら、住み慣れた場所で安心して生活ができるよう、関係機関と連携しながら必要な福祉サービスを提供します。

▼主な取り組み

- ・ 身体障がい者等訪問入浴サービス
- ・ 寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス
- ・ 寝たきり高齢者等理美容サービス

(3) 見守り活動の充実

関係機関の連携によるネットワークの構築や研修会の実施などにより、地域での見守り活動に対する意識の醸成を図ります。

▼主な取り組み

- ・ 地域見守りネットワークの支援
- ・ 福祉調整員の養成・研修会
- ・ 福祉協力員の養成・研修会

	・鍵の預かり事業 ・高齢者や要援護者などに対する見守り ・救急医療情報キットの活用支援
--	---

(4) 高齢者・障がい者(児)・子ども子育て支援の充実

高齢者、障がい者(児)、子育てにおける個別の支援、サービスなどについては、各々の分野別計画に基づき各種施策を進めます。	▼主な取り組み 【高齢者】 ・認知症高齢者への対策 ・生きがいづくりと介護予防の推進 ・在宅生活を支える支援 【障がい者(児)】 ・情報・コミュニケーションの推進 ・親なき後支援・地域生活支援拠点等の整備 ・医療的ケア児の支援体制の充実 【子ども子育て】 ・こどもまんなかまちづくりの推進 ・妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な支援体制の充実 ・教育・保育環境の充実 ・こども、若者の居場所づくりの推進
--	---

(5) 健康づくりの推進

生活習慣病の予防やライフステージに応じた健康づくりの普及と促進など、石狩市健康づくり計画に基づいた各種施策を進めます。	▼主な取り組み ・生活習慣・社会環境の改善 ・社会生活を営むために必要な機能の維持・向上
--	--

(6) 生活困窮者等への支援

生活困窮者の自立促進に向けた各種施策の推進を図るとともに、貧困の連鎖の防止するため、子どもの将来の自立に向けた支援に取り組めます。	▼主な取り組み ・福祉金庫貸付事業 ・生活福祉資金貸付事業 ・生活困窮者自立相談支援事業 ・生活困窮者住居確保給付金 ・生活困窮者就労準備支援事業 ・生活困窮者家計改善支援事業 ・子どもの学習・生活支援事業 ・生活困窮者居住支援事業
--	--

(7) ひきこもりへの支援

地域や関係機関と連携しながら、当事者やその家族の自立に向けた継続的な支援のほか、早期対応や相談会の開催など全世代に対応した取り組みを進めます。

▼主な取り組み

- ・ ひきこもりサポート事業
- ・ ひきこもり相談会開催事業
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業（再掲）
- ・ 生活困窮者就労準備支援事業（再掲）

(8) 自殺対策の推進

「石狩市自殺対策行動計画」に基づく施策や生活困窮者対策、ひきこもり対策など自殺の要因となる諸問題について関係機関と連携を図り自殺対策を推進します。

▼主な取り組み

- ・ 自殺対策の推進
- ・ ひきこもりサポート事業（再掲）
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業（再掲）
- ・ 生活困窮者就労準備支援事業（再掲）

(9) 包括的な支援体制の推進

市と社会福祉協議会との相談体制の連携強化を図るほか、地域包括支援センターや障がい者のための相談支援センターなど、各分野における専門機関の充実・強化を図るとともに、それぞれの専門機関や関係機関が横断的に連携を強化し、生活課題の解決に向けた体制の充実を図ります。

▼主な取り組み

- ・ 地域包括支援センターの機能の充実
- ・ 関係部署・関係機関との連携強化

(10) 災害時の要配慮者への支援体制づくり

高齢者や障がい者など、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする人を把握し迅速に支援が行えるよう、一人ひとりの状況に合わせて避難時の配慮事項を定めた「個別避難計画」を策定することなどにより、災害時の支援体制を強化します。

▼主な取り組み

- ・ 避難行動要支援者名簿の更新
- ・ 福祉避難所の整備
- ・ 個別避難計画の策定
- ・ 災害ボランティア関係事業

基本目標3 福祉の理解と人づくり

誰もが必要な情報を得られるよう、様々な媒体を活用した、わかりやすい情報提供・情報発信のほか、情報のバリアフリー化などにより福祉の理解の充実に努めます。

また、福祉の担い手不足を解消するため、ボランティア登録の推進や養成講座などによる新たな担い手の発掘、福祉施設に対する人材確保への支援など、人材育成・確保に向けた取り組みを進めます。

(1) 福祉教育の推進

地域福祉を持続、発展するためには、将来の担い手となる子どもたちが地域福祉を理解することが重要です。各種イベントや講座の実施により福祉に関する理解と関心を高めます。

▼主な取り組み

- ・社会福祉大会
- ・出前講座
- ・児童・生徒のボランティア体験事業

(2) ボランティアの育成

体験機会や講座などの充実によりボランティアの育成に努めるほか、災害ボランティアの育成・確保のため、研修会の実施や事前登録制度の普及啓発に努めます。

▼主な取り組み

- ・ボランティアスクール
- ・災害ボランティア関係事業
- ・石狩市ボランティア連絡協議会助成
- ・声のお便り
- ・キッズボランティア
- ・ボランティア活動指定校助成

(3) ボランティア活動の活性化

ボランティア活動を維持、発展させていくため、気軽に参加できる機会の提供やボランティアポイント事業の情報発信などにより、ボランティア活動の活性化を図ります。

▼主な取り組み

- ・ボランティアポイント事業
- ・ボランティア情報紙「愉快的仲間」発行
- ・被災地支援関連事業
- ・ボランティア活動の見える化
- ・社会参加支援ボランティア

(4) 情報提供の充実

地域福祉を進めていく上で必要な情報や福祉サービスの情報を適切にわかりやすく伝えるため、多様な情報媒体や手段を活用し、効果的な情報提供の充実を図ります。

▼主な取り組み

- ・社会福祉協議会広報「ふれあい」の発行
- ・地域福祉新聞の発行
- ・インターネットによる情報配信
- ・保健・福祉ガイドブックの作成
- ・保健福祉窓口早わかり表の作成

(5) 人材の育成と確保

地域福祉活動の中核を担っている町内会役員や民生委員・児童委員などは、高齢化による担い手不足に加え、特定の人に活動が偏ってしまう状況にあります。また、介護施設や障がい者施設、保育施設など企業や事業所においても、人材の不足が深刻化しており、福祉を支える担い手の確保が難しい状況にあります。このため、福祉の担い手を確保する取り組みや地元で担い手を育てる取り組みなど、地域や関係機関などと連携し人材の育成・確保に努めます。

▼主な取り組み

- ・福祉施設に対する人材確保の支援
- ・外国人技能実習生（育成就労外国人）の受入支援
- ・保育士の人材確保の支援
- ・ボランティアスクール（再掲）
- ・災害ボランティア関係事業（再掲）

6 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

本計画は、推進の主体となる地域住民をはじめ、事業者、社会福祉協議会及び市が、それぞれの立場で力を発揮しながら協働で地域の課題を解決していくことを目指すものです。計画の基本理念、基本目標、施策の内容などを広く周知し、地域福祉に対する意識の醸成を図りながら、市関係部局はもとより、市民、関係機関、関係団体等が一体となって計画を推進していきます。

(2) 計画の進行管理

本計画に位置づけた事業については、毎年度所管部局から報告を受けて進捗状況の点検と評価を行います。また、社会情勢の変化や制度改正等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

第2期石狩市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度とは？

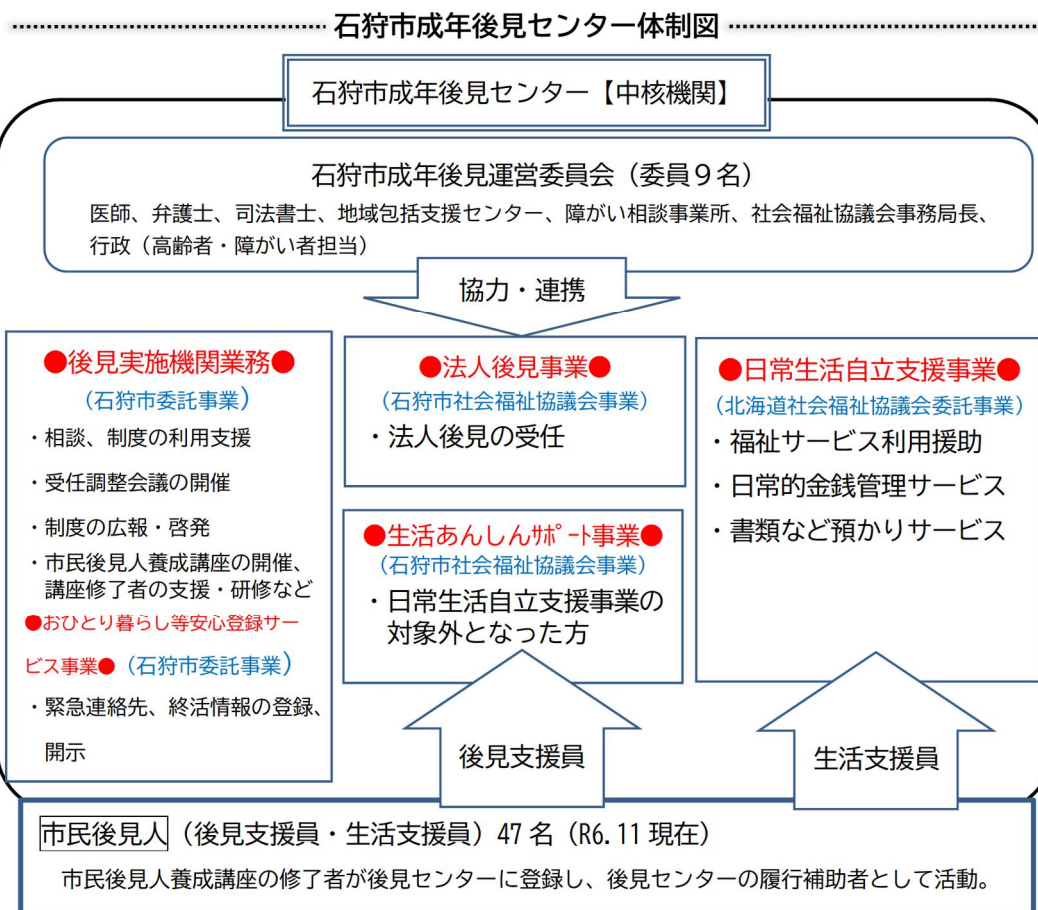
認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方は、日常の財産の管理や健康の維持のほか、施設入所や入院などに関する手続きなどを自分で判断して行うことが難しい場合があります。また、自己の不利益となる契約や不必要な契約をしてしまうほか、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。

成年後見制度は、このように自分で判断をすることが難しい方を保護し、支援する制度です。本人の意思を尊重し、健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産の管理や契約などの法律行為を行います。

石狩市の体制と課題

(1) 体制

石狩市では、成年後見制度の需要の高まりと相談体制の強化を図るため、2014（平成26）年7月に、石狩市社会福祉協議会に業務委託し「石狩市成年後見センター」を設置しました。2022（令和4）年4月には同センターを「中核機関」として整備し、成年後見制度に係る相談・利用支援体制の拡充や関係機関との連携強化を図りました。



(2) 課題

- 少子高齢化や核家族化による家族や地域との関係の希薄さや8050問題をはじめとする社会的な背景により、高齢者や障がい者が権利侵害を受ける事例が目立っており、早期発見・早期対応の仕組みづくりが必要となっています。
- 成年後見制度を必要とする多くの方が地域に潜在していると考えられます。今後さらなる需要が見込まれるため、より一層の制度周知や後見人のなり手の確保が必要です。
- 高齢者分野に関しては、制度の理解や活用が少しずつ進んでいるものの、制度による支援が必要な方が円滑に制度を利用できるよう、さらなる支援、仕組みづくりに取り組む必要があります。
- 障がい者分野に関しては、保護者はもとより本人の高齢化に伴い、今後、制度の利用増加が見込まれることから、制度や相談窓口の一層の周知強化が必要です。
- 住み慣れた地域で安心した生活を継続するためには、成年後見制度の利用促進のほか、判断能力が不十分な方の地域生活における課題解決のため、意思決定支援のあり方や地域の関係機関の連携強化、権利擁護体制の構築に向けて検討を進める必要があります。

今後の方向性と取り組み

総合的な権利擁護支援策の充実は今後の課題として捉えており、特に、十分な資力がないなどの理由により民間事業者による支援を受けることが困難な方、社会資源が乏しい厚田地区・浜益地区で生活されている方、身寄りがなく入院や入所時の契約が困難な方を重点的な支援対象として考えています。

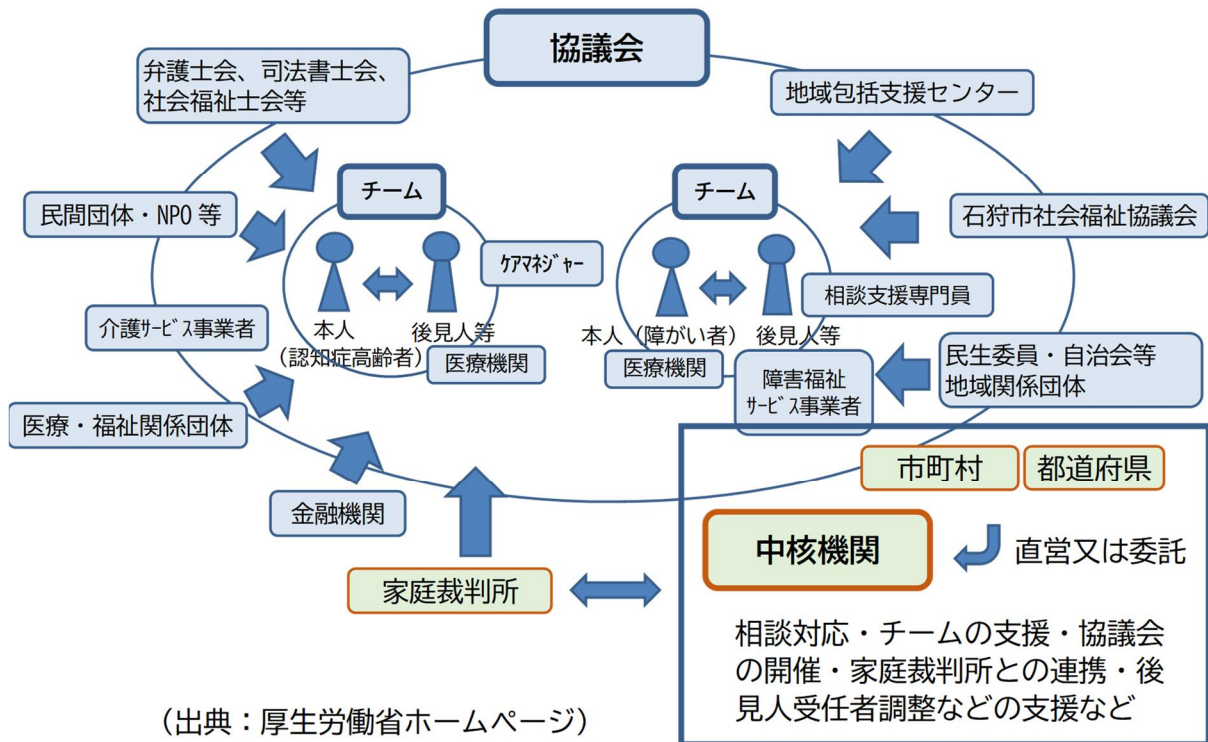
権利擁護連携会議や関係機関との協議、意見交換などを通じて、新たな連携・支援体制の構築、仕組みづくり、日常生活支援のほか、身元保証、死後の事務支援などについても実効性の高い施策を検討し、地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進します。

▼主な取り組み

- ・成年後見センター運営
- ・中核機関を中心とする地域連携ネットワーク^(※)体制の強化
- ・市民後見人養成講座
- ・市長申立の実施
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・自分の意思を伝えるノート「私らしく」の活用

(※)

地域連携ネットワークのイメージ



(出典：厚生労働省ホームページ)

<地域連携ネットワークの役割>

- ▶ 権利擁護支援の必要な方の発見・支援
- ▶ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ▶ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

<地域連携ネットワークの機能>

- ▶ 広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

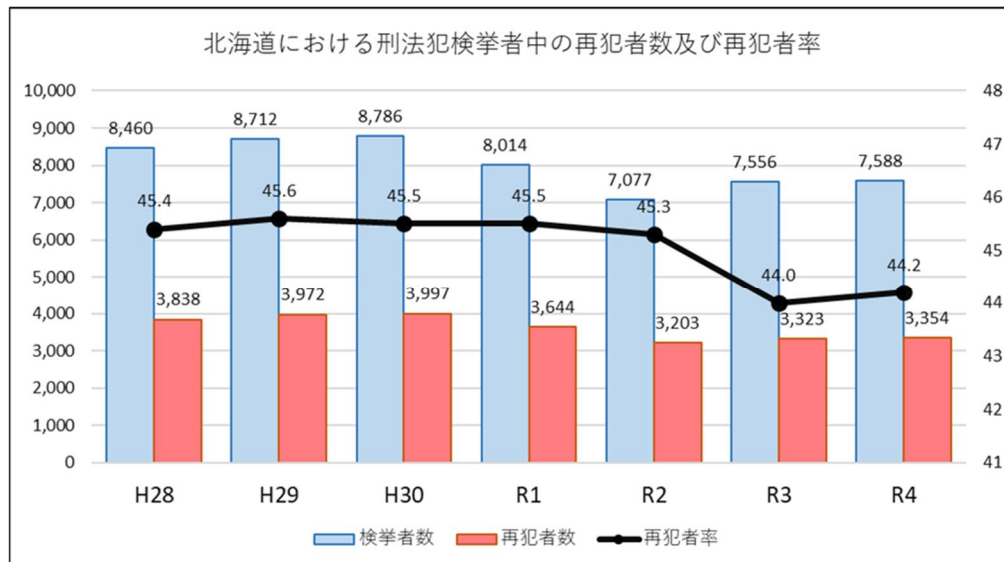
石狩市再犯防止推進計画

計画策定の背景・目的

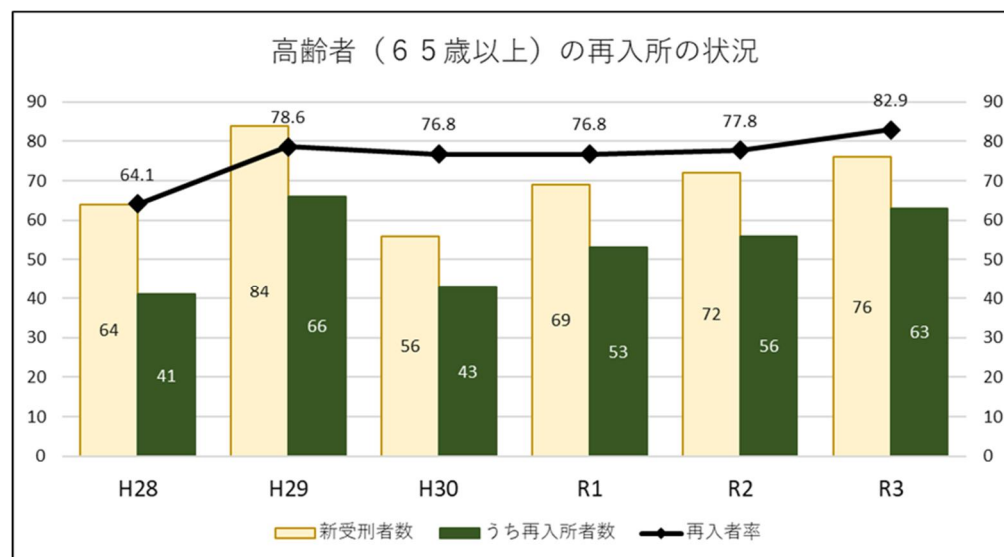
犯罪や非行をした人たちの中には、福祉支援が必要な高齢者や障がい者、薬物依存者、貧困や疾病、厳しい生育環境にある者などがおり、その中には、社会生活になじめず、立ち直りに多くの困難を抱えた末に、再び犯罪や非行をしてしまう場合も多く存在します。

こうした人の社会復帰や生活再建に向けた支援等は、関係機関や団体、地域が連携・協力して行うことが必要であり、その推進のため「石狩市再犯防止推進計画」を策定し、市民が安全で安心して暮らせる地域社会づくりに取り組みます。

犯罪の状況等



北海道における刑法犯の検挙者数は、8,000人前後で推移しており、そのうち再犯者率は約45%となっています。



新たに刑務所に入所した高齢者（65歳以上）のうち、令和3年には約8割が再入所となっており、高齢者の再入所率が高くなっています。

（第二次北海道再犯防止推進計画より抜粋）

基本方針

罪を犯した人等が地域で孤立することなく、社会や地域の一員として暮らしていくことができるよう、関係機関等と連携、協力しながら必要な支援に取り組み再犯の防止につなげます。

また、地域における再犯防止の認識を深め、石狩市地域福祉計画の基本理念である「地域力を活かし、共に支え合うまち いしかり～地域共生社会の実現に向けて～」の実現に向け各種施策を推進します。

施策の展開

（１）関係機関等との連携強化と再犯防止に関する啓発

罪を犯した人等の社会復帰を関係機関と協力して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、社会で孤立させないことで再犯防止につなげます。

また、犯罪や非行の防止と罪を犯した人等の更正について、地域で理解を深めることができるよう広報や啓発活動を行います。

▼主な取り組み

- ・関係機関等の相談窓口の周知
- ・「社会を明るくする運動」による啓発活動の推進
- ・石狩地区保護司会や石狩更生保護女性会の活動支援

（２）福祉サービス等の活用支援

支援が必要な人に適切な支援が届くように、関係部局及び関係機関と連携して相談支援や保健・福祉・医療等のサービス利用を促進します。

▼主な取り組み

- ・地域での見守り活動
- ・福祉サービス等の利用促進と相談支援体制の充実

（３）生活基盤の確立支援

罪を犯した人等の社会復帰や生活再建のため、関係機関と連携して就労支援や居住支援など、各種支援制度の周知や相談支援を実施します。

▼主な取り組み

- ・社会復帰に向けた支援
- ・住居の確保に向けた支援
- ・人権擁護委員による相談支援



概要版

第5次石狩市地域福祉計画

第7期石狩市社会福祉協議会地域福祉実践計画

りんくるプラン

地域力を活かし、共に支え合うまち いしかり
～地域共生社会の実現に向けて～

2025年3月

石狩市
社会福祉法人石狩市社会福祉協議会